

町田市特別養護老人ホーム医療処置対応一覧 運用規約

1.目的

- (1)町田市内の特別養護老人ホームにおける医療行為および医療的ケアの対応状況について、情報を一元化することにより、医療処置が必要な市民に対し、円滑な入所手続等を図ることを目的とする。

2.事務局

- (1)町田市特別養護老人ホーム医療処置一覧運用規約および町田市特別養護老人ホーム医療対応処置一覧（以下、医療処置対応一覧とする。）に関する事務局は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市介護人材開発センター（以下、事務局とする。）とする。

3.情報提供者と情報掲載に関する同意確認

- (1)本資料は、町田市内の特別養護老人ホーム医療処置対応情報を掲載する。
- (2)同意確認書は、事務局と情報提供に同意した町田市内の特別養護老人ホームの双方で1部ずつ保管する。

4.利用可能者および団体

- (1)町田市
- (2)町田市高齢者支援センター
- (3)町田市ケアマネジャー連絡会会員
- (4)町田市MSWの会会員
- (5)町田市高齢者福祉施設部会会員
- (6)その他、町田市高齢者福祉施設部会が必要と認めた者

5.利用遵守事項

医療処置対応一覧を利用する場合、以下の事項を遵守すること。

- (1)利用可能者以外に閲覧させないこと。
- (2)複写・転写をしないこと。

6.閲覧方法と専用のID・パスワードの発行

- (1)一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市介護人材開発センターホームページ上の『町田市特別養護老人ホーム医療処置対応一覧』に、専用のID・パスワードを入力し、閲覧・出力が可能とする。
- (2)専用のID・パスワードは一般社団法人町田市介護サービスネットワークが発行し、4.の(1)～(6)に該当する者に随時発行する。
- (3)専用のID・パスワードは、原則として毎年10月1日に更新する。

## 7.情報の取り扱い

- (1) 原則として毎年10月1日付で本資料の情報を更新する。
- (2) 情報掲載の同意について、前年から変更する場合は、原則として毎年10月1日をもって反映することとする。
- (3) 新規開設した町田市内特別養護老人ホームの情報に関しては、随時追加する。
- (4) 更新作業を行った場合は、事務局より4.(1)～(6)の代表者宛に電子メールにて更新がなされた旨を伝える。
- (5) 更新作業は、事務局が行う。

## 8.一覧内表記の解釈

- (1) 医療処置（医療的ケア）欄の記号の解釈について、下記の通り統一する。

- ・○…ご相談があればいつでも受け入れができる場合
- ・×…現在の体制では受け入れができない場合
- ・△…○・×に該当せず、受け入れに際して何らかの条件がある場合

△の場合は、受け入れに際しての条件等を備考欄に必ず明記すること

## 9.規約にない事項の協議

- (1) 本規約にない事項について、協議が必要となった場合は、事務局と町田市高齢者福祉施設部会が協議の上、決定する。

## 10.本規約に関する問合せ先

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク  
町田市介護人材開発センター 事務局  
〒195-0074 東京都町田市山崎町 2055-2 C-111  
電話 042-851-9578  
FAX 042-851-9579  
E-Mail [info@machida-kjkc.jp](mailto:info@machida-kjkc.jp)

以上